

「諸国風俗問状答」から見た 田辺藩の記録とその周辺

— 付、浜村の年中行事 —

井上 金次郎

一、はじめに

私達の伝統的な生活基盤に根ざして生まれ
た多くの有形・無形の民俗資料は、基本文化
の要素を数多くもった文化財であるにもか
かわらず当局には正当に評価されずにいた。
それが昭和二十九年の文化財保護法の一部
改正によってはじめて目の目を見ることにな
ったのは、従来の有形文化財・無形文化財・
記念物とらんで民俗資料が独立して指定保
護の対象になったことにある。

こうした措置はまえまえから待望されてい
て当然とうけとめられていたものの、私達の
身近にあるごくありふれた雑具や祭事などの
有形・無形の民俗資料が国宝や重文と同一の
指定対象となり、これの保護体制が確立され
たことは画期的な意義をもつものと評価され、

従前の調査研究に拍車がかかることになった。
またこれらの数多い資料のうちで、有形の
重要なものに対しては「重要民俗資料指定基
準」が、無形の場合には「記録作成等の措置
を講ずべき無形の民俗資料選択基準」が規定
され、これに該当するものが逐次発表されて
その保護対策が講じられるようになったのが
現状である。

そしてこの対象は、私達の歴史的な暮らしの
なかで必然的に生まれた、所謂伝統的文化の
所産である有形・無形の両面を指しているだ
けに、次の様に実幅が広い。

- (1)衣・食・住 (2)生産・生業 (3)交通・運
輸・通信 (4)交易 (5)社会生活 (6)信仰
- (7)民俗知識 (8)民俗芸能・競戯 (9)人生儀
礼 (10)年中行事 (11)口頭伝承

以上の十一にわたる分類の方法は、保護を推

進する実務上の種類として、文化庁が監修し
た「民俗資料事典」が示した項目である。

このうち「舞鶴市史」各説編がとり上げた
民俗の主な内容は、(1)(2)(5)(11)の項目にわた
るものであったが、いろいろな制約の中で二
三を除いて充分とはいえない。

万物流転のなかで民俗の変容もまた当然で
あるが、特に近代文化の流入と発展はこれを
急速に早め、また敗戦後の政治・経済の変化
による社会の変革は基本的な各種制度の改変
を加えて、質的にまでこれを変化させ、永い
間うけつがれてきた民俗資料の対象を根本的
に形骸化させてしまった。

いま、こうしたなか史料の内容は別にして
田辺藩の「年中行事」記録とその周辺につい
て検討することとした。

二、近代教育の中から

明治以降、郷民の生活現象を調査・研究し
て基底文化の源流をさぐり、これを科学的に
説明し文献学的に貢献しようとする運動は、
大正二年柳田国男などの「郷土研究」誌とな
って結実し、昭和四年の民俗学会の母体とな
り機関誌「民俗学」を生んだ。
こうした意味をもつ郷土研究の風潮は、学

校教育にも影響を与え、舞鶴でもその頃各小
学校でこれの調査を行った記録を「わが郷土
」等の誌名でのこしている。この情況につい
て「舞鶴市史」は次のように述べている。

同六年に入ると郷土教育が郡内各小学校
で行われるようになった。

郷土を愛する精神を涵養しようとするこ
の教育は愛国心養成の基底ともなるもので
あり、農村の学校では当時の自力更生運動
の中に組み入れ、全村教育を目指した興村
興農の郷土教育としても試みられるように
なった。

翌七年六月教育会加佐郡部会が郷土教育
振興のためその資料展覧会を主催したとこ
ろ郡内の二七小学校が参加した。出品され
た資料は郷土調査書・郷土誌・郷土読本・
郷土地図・郷土模型・掛図・標本等三〇〇
余点で会場に当てられた明倫小学校の教室
に展示された。

また郷土室を設けて常時郷土教育を行う
施設とした学校もあった。

このときの小学校の調査は、上意の下達に
よって行われたらしく、項目も教科目に沿い、
修身・国史・地理・理科・農業・家事等に
分類して記述されているもの、これ以外に校

区の風習・娯楽・民謡・伝説・古書・古記録
等から墓碑銘にまで及んで調査されたものも
あって、その頃すでに消滅していた伝承の記
録もこれによって明らかになった資料も多い。
私が三十余年前西図書館でみた中舞鶴尋常
高等小学校の「郷土調査」(昭和六年十月版)
誌に「五、習慣・年中行事」の項目があり、
この中に

「文化十年(一八一三)余部上村・作方年
中行事に拠る」

の記述があつて、これから藩政時の年中記録
がこの地域にのこっていたことを知り、雀躍
したこともそのうちの一例である。

三、田辺藩の「年中行事」史料

舞鶴市が昭和三十八年十月文化財保護の条
例を制定・公布し、同三十九年保護委員会が
発足、爾後順次市指定が行われる過程で、市
史の編さんも本格的に具体化し、これに随伴
するかたちで行われた史料蒐集のなかで、稍
もすれば等閑視され勝ちであった民俗関係の
史料も江戸時代のものが次々と採集され、民
俗研究の分野にも新しい展望が開けてきた。
今これを「年中行事」に限って整理すると、
大体次のようになる。

村 方

(1)一九七一年 白糸中学校 山内羔児先生採集

(表紙)

文化十癸酉 年中行事書上ヶ覚 大山村

(奥書)

大庄屋 六郎左衛門殿 庄屋 半右衛門

(2)一九七二年 同中学校 渋谷春雄先生採集

(表紙)

文化癸酉年 年中行事書上ヶ覚 河辺中村

(奥書) 二名連署

河部中村庄屋 惣左衛門 藤五郎

(3)一九七四年 市史編さん室 小川高先生紹介

(表紙)

文化十癸酉年七月

作方年中行事村仕辭休日之覚 青井村控

(奥書)

休日 廿七日

休日 何拾何日

外二休日 何日此分定外二而遠ざかり候

三十日 節見斗二て為休申候

合何拾何日

右者年之草木之遅速気色又ハ人々の考へ或
者外手廻リニ而遅にハ少々の前後茂御座候
得共吟味仕荒増書上申候 以上

(異字) 何村庄屋 何兵衛 (安原印)
年時月日
野野弥三次様
外二一札あて名なし一札ハ大庄屋扣

合三札
休ミ赤印 廿七日

右之帳面七月廿三日大庄屋殿へ出ス
御用人不足之儀ハ不時ニ被仰付候事故出入ハ
不仕候尤自分繕ひ普請屋祓かへ等之儀ハ手
透見斗ニ仕候或ハ病人等御座候て作方遅レ
申候者ハ親類又者近所より合力いたし助合
ひ申候
此分右之休日ト右ハ年の草木との間ニ書上
ケ申候

この青井村史料については明治四十五年六月一日京都府内務部が印行した『京都府下維新前 民政資料蒐集目録』で

「府採扱番号四二四 郡(加佐) 提出番号三九号 作方年中行事村仕癖休日の覚 一 安原宗太郎」と出示し、次でこれの解説書『京都府下維新前 民政資料選抜目録并解題』(明治四十五年京都府発行)
「四二四 作方年中行事村仕癖休日の覚一冊 四所村 安原宗太郎

文化十癸酉年七月青井村控とあり一年中の作すべき事を其目次に記入せしもの当時農家の常習風俗等を見るべし」と注釈がある。

(4)一九七八年 市史編さん室 採集

(表紙)

文化十癸酉年七月

作方年中行事 余部上村

(奥書)

文化十癸酉年七月 年寄 長五郎

庄屋 七郎左衛門

筒井権平様

(5)同年 市史編さん室 真下八雄先生紹介

(表紙)

文化十癸酉年西七月日

作方年中行事書認覚

富室村 庄屋 和右衛門

(奥書)

苗代あるじ女ハ草ふミ込申候

相済次第□川虫食より上ケ候事(以下不詳)

(6)一九九〇年 市史編さん室 採集

(表紙)

文化十癸酉年六月 (丸田村)

(奥書)
年中休日何十何日

浦方

(7)一九八四年 仏教大学民俗学研究会採集

(表紙)

文化十癸酉

年中行事書上之覚 成生村

(奥書)

文化十癸酉年九月日

成生村庄屋 治兵衛

御奉行様

(8)一九八六年 市教文保委 高橋卓郎先生採集

(表紙)

年中行事帳 野原村

(奥書)

右之通年中行事ニ御座候

(年月不詳)

私の手元で現在見られる年中行事の記録は右のとおり村方(農)が六ヶ村、浦方(漁)が二ヶ村、計八ヶ村分であるが、その作成年次は野原村を除く七ヶ村はいづれも文化十年(一八一三)で、この野原村の分も年記はな

いものの、書式や奥書から推して他村と同じ年に作成されたものと考えられるが、これらの作成は奥書からみても誤る様に、藩域全村に及んだ下命に対する上申書であったことが窺われる。

地域や生業・階層や職種などの社会的集団から生まれた生活の慣行習俗は、伝承行事として毎年くり返され、それぞれ生業の影を色濃くのこす年中行事となつてはいるが、本質的には信仰儀礼の性格を帯びている。このことは天候を基本とする農耕生活がその基底となつていることに原因があり、右の史料からもこれを知ることができる。

田辺藩でこの種の民俗資料を見る場合、村方・浦方・町方・武家方などに分類する年中行事が考えられるが、この内村方については大山村分は採集当時山内先生がすでに解説され、河辺中村分は一九七四年の『両丹地方史』第十九号誌上で渋谷先生が「年中行事書上ケ覚にみる農民の生活」と題しての発表がある。この外町方年中行事の単独史料は未見のため云々できないが、市史編さん室の瀬戸先生が旧町内の役用日記や町方文書などをもとにして「田辺藩城下町の年中行事」(『舞鶴市史編さんだより』一七〇号)をまとめて発

表されている。

次に為政的立場からの武家方年中行事については、現在参考史料として『三政規範』(市指定糸井文庫蔵)があり、また単独史料としては拙蔵の『旧藩牧野家・郡役所年中行事』(秋田道典筆写)等があるので、後日これらが総括されれば藩政下の全般的行事を知ることが出来る。

四、藩史料と「風俗問状」の接点

田辺藩が治下各村に前出の「年中行事」書上げを命じた年次は、その書入れより見て大体文化九年(一八一三)後半から同十年(一八一三)の前半と推定される。

民俗研究史からみると、この頃は塙保己一に国学を学び『群書類従』の編纂・刊行に貢献した屋代弘賢が、幕府の儒官であった立場から、同門の石原正明等と共に『諸国風俗問状』(横小本一冊六丁)と題した小冊子を版行し、諸国の年中行事のなかの習俗や芸能の伝承情況を知るため、知己を通じて各藩に配布、その回答を求めていた、いわばその草創の時代であった。

成果のうえでは、これより早く越谷吾山が安永四年(一七七五)『物類称呼』の誌名で、

全国の方言を収録した五冊本を出版し珍重されていたが、その後「江戸時代の風俗を知るにはこれを超す書物はない」といわれる『嬉遊笑覧』(十二巻・付録一卷)が喜多村笥庭によって文政十三年(一八三〇)出版され、また天保八年(一八三七)から嘉永六年(一八五三)にかけて大阪の商人・喜田川季荘によって『守貞漫稿』三十巻・後編四巻が書かれている。

昭和四十年代白糸中学校郷土研究サークルの先生達によって、はじめて原史料が採集されてのち私達の目にとまった一連の文化十年度年中行事記録は、江戸・大阪を中心とした民俗志向への風潮の中で上申されているだけに重要で、あるいは前記屋代弘賢が各藩に求めた「風俗問状」答えに関連したものと推測しても矛盾しない。

当時田辺藩の藩政をにない弘賢達と何等かの関係をもつ立場にあったと思われる人達を参考までに「文化武鑑」で見ると、次の顔触れになる。

- 文化九年より同十四年までは不変 —
- (藩主) 牧野豊前守以成
- (重役筆頭) 牛窪閑兵衛
- (重役) 川手十大夫・上田十郎左衛門

田中半太夫・牧野万之助
古河半弥

(中老) 増山勘九郎(番頭用人) 宮原六太夫・今井角左衛門・森本太兵衛・永井弥惣太・城所助之丞・増山五平太・中江隼太・牛窪一学・古河柔次郎

(御城使) 永井弥惣太
(添役) 滝口武右衛門
ここに出示する人達の誰かが、弘賢の問状に応じてこれを藩庁に仲介し、その答えを要請したと仮定すると、これ等の史料の内容は直接には設問につながるものが尠く、弘賢の望んだ答えにはなっていない。

というのは、問状の内容が一年十二月を月別に、その月々の江戸での民間行事を記し、これを規準に冠婚葬祭行事を加えて、貴地では「―(このこと)如何様候哉之事」の形式であったことから、この項目に該当する行事が行われていない村落では答え様のないまま年中の行事を書き上げたためであろうか。

推測すると、村々の村中行事には弘賢らの設問に対する答えが必ず載っているものと思ひ込みして、これを村方三役に求めた藩側の誤りが原因した結果かも知れないし、或はま

た、藩側では治下百二十八村(町・大野辺を除く)上申の年中行事を分析し、総合して、これらを素材に藩領の答書をつくる心算でいたものの、所属する階層からくる慣行や習俗のちがいで、これをまとめることができなかった経緯があったのではないかと考えられる。

しかし、いづれにしてもこれらのことは、今のところ史料の不足で憶測の域を出ない。

五、丹後峰山藩の場合

田辺藩の「風俗問状」史料の現状に比べると、峰山藩の場合はその奥書に見られるように、客観的な立場にあって設問に対応できる環境の二僧侶を選び、これを答者としたため適当な「風俗問状答」が得られ、今に残ることとなった。これについて答書発見の動機となった前記「京都府下維新前 民政資料選抜目録并解題」の解説、および峰山領「風俗問状答」の奥書を見ると、次のように記されている。

「(郡部 中郡) 丹波村
四七九 風俗問状 一冊
年代及記者詳ならず郡中に係る正月より十

二月に至る年中習慣風俗を記録せしもの也
尾に右御当所に無御座候以上とあり」

「丹後国峰山領風俗問状答奥書
申出姓名左之通(略)

- 一、常立寺浄土宗京智恩院末
寺号安泰山現住名探誉 寺御曲輪外に有
- 一、増長院真言宗嵯峨大覚寺御末
寺号昌峰山現住名尊光 寺田町に有

前者の府の解説が偶然柳田国男の目にとまり、これが機縁で後者答奥書のある「峰山領風俗問状答」が世に出ることとなったが、この経緯については大正五年十二月版「郷土研究」(四巻九号)に詳しいので引用する。

近頃図らず丹後峰山領の風俗答書を手にすることができた。

其は明治四十五年(1912)に京都府で催した維新前民政資料展覧会の中にあつたので、理由を話して一部写してもらふと、果して文化年中の風俗問状の答であつた。

此などは終に質問者(屋代弘賢等)の手に入らずして今に至つたのでは無いだろうか。さうして見るとまだ多くの国々に半成

又は完成の風俗答書が隠れて居るやうな事はあるまいか。

此類の事業は数が多くなればなるほど効果が比例以上に増加するものであるから、諸国の助力によって何とか追々に之を世に出したいものと思ふ。

この文中に記されている柳田国男に依る筆写本は戦中、中山太郎監輯によって刊行された「校註諸国風俗問状答」(昭和十七年版)に所収。戦後は三一書房による「日本庶民生活史料集成・第九巻」(昭和四十四年版)に再生した。

これに対し原本を所管する地元中郡峰山では、これより早く前出「郷土研究」の記事が機縁となつたのか、辱知故・永浜宇平氏が「丹後史料叢書第二輯」(昭和二年五月版)に組入れ、私達に紹介されていた。

このことは、原本を紹介された氏の跋文に次の様に述べていられることから知ることができる。

(略) 柳田(国男) 法学士に従へば、北越月令と題する越後長岡領の風俗を書きしもの、間の簡条なきゆる断言し難きも恐らく

風俗問状の答書ならんとするが、我丹後には峰山領のもの問状答書完備し而かも領主の菩提所常立寺探誉上人と祈願所増長院尊光法印の共筆になれるもの伝はり、明治維新後同地小学校に保管せしが不幸今次の震災(昭和二年三月七日北丹後大地震)に災されて原本燼滅せり、全国稀観の珍本惜みて猶ほ余りあり、いま印行に際し由来を録して後考とす。
昭和二年三月十六日 永浜宇平

先学のこの跋文は、風俗問状答書原本が灰燼に帰した直後であるだけに生々しく、これにかかわる遺恨の感懐は曾って官津精輝楼で拝眉した節にも、私達に語られたものであつた。
また、問状を出した弘賢の遺した「阿波文庫」(五万点)も、十五年戦争で実果を挙げ得ぬまま戦禍に消滅したと伝えられるなか、今後のこれらの検証は写本にたよる以外道はないと思われる。

とすれば、その経緯から峰山領風俗問状答の原本にもっとも近い写本の刊本は、前者柳田本(中山校注分)と後者永浜本(丹史本)の二種となる。

いま前者未見のため、これの復写本三一書房分を前者とし、後者永浜本を対比すると、前者は各項に漢数字を配し解説研究に配慮しているが、設問の内容を極度に省略し、例えば「四月(四九)衣更云々」としているのに対し後者は「一、衣替いか成事候哉之事」と出しているなど、答は兎も角、形としては前者には伏字も見うけられ、史料価値は後者の方が高いと判断される。

しかし、永浜本のうち特に丹史分は校正不足の欠点もあるため、完全な原本の形を望む場合は一本に偏らず両者を照合・検証することが望ましい。

弘賢らの三百余藩に宛てた「風俗問状」に対する答書は、これにかかわつた史料を襲蔵していた阿波文庫が焼亡しているため、これを総括する術もないが、現在民俗学界の組上にある答書数は、文化十一年(一八一四)から文政八年(一八二五)の序文を載せたものほか、峰山・小浜など作成年次不明のものを加え、二十本に過ぎないといわれている。

今後また、いくらかは発見されて加えられることがあるかも知れないが、いづれにしてもこの数は僅かで、私達が常々民俗資料に対し如何に接しているかの一つの証明の答とも

言える数で、発問した先賢に対してただ遺憾という外ない。

六、おわりに

若狭・丹後の国境にあって東・西二つの内湾をもつ舞鶴市は、近世初頭田辺城の築造によって西湾域は城下町となり、東湾域は近代に入り軍港が設営されて、所謂複眼都市を形成し発展した。

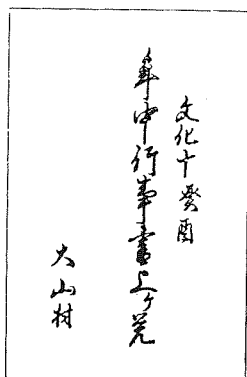
その過程でいま付とする年中行事は、東湾の中核に位置する浜村のもので、同村は明治中期の軍港都市化が急速に実施されるなか、ながい間の半農半漁のくらしは消えて都市化し、民俗的な伝承や習俗はすっかり変容してしまった。

周辺の状況から、この浜村にも文化十年作成の「年中行事 控」がのこされていたことは間違いないが、いまこれを望むべくもなく、変転のあいだ旧浜村の面影をのこすのは地名の程度である。これを思えば、昭和十九年一月一日の朝日新聞地方版にとりあげられたこの村の「年中行事」は、江戸時代からの習俗を伝えた貴重な記録といえる。

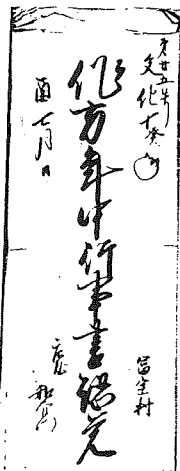
同記事の見出しには
「郷土の年中行事 必勝精神を継がん」

とあり、三回の連載で、口述は同十八年夏、元舞鶴市長故水嶋彦一郎氏が組織しようとした「舞鶴市史編纂委員会」の委員、辱知・故井上浅治郎氏である。

(「年中行事書上ヶ覚」)



(「作方年中行事書認覚」)



(付)「浜村の年中行事」

軍港都舞鶴となり大躍進する前の「浜村」の年中行事を、舞鶴市史編纂委員井上浅治郎

氏が集めた資料の中から拾って見る。

その中にひそむものは、正月二日の事始めに見る貯蓄増強、三日の隠し餅によって生産増加、節分に昂揚される怨敵悉退散の烈々たる気魄である。その必勝精神をうけ継いで勝ち抜く総進軍をつづけよう。

【元旦】
村中残らず一戸から一人以上、まだ夜の明けぬうちに氏神の大森神社に参拝、次で敷地様一村内の神社の総称一で水無月神社・愛宕大権現・稻荷神社・蛭子神社を順拝して皇国の弥栄と一家の無事息災を祈る。

帰宅して祖先の霊を拝したのち床の正面にお供へしてある祝三方をその年の明き方に向けておしいたき串柿を一個づつ食べ家内揃って雑煮餅を祝ふ。

この雑煮餅を祝ふまでは参拝の途中などで村の人たちに出会っても一切挨拶はせず無言の行である、祝の膳が済むと回礼をはじめるが花嫁のある家では必ず嫁が礼を受け村の人たちとの親交を増すやうにした。

花婿のある家ではその花婿が回礼するのである、正月三ヶ日の間に訪れた近所や親戚の子供に対しては「お年玉」として一銭から五銭

までを与へる、子供たちはこのお年玉を貰ふのが楽しみで正月三ヶ日に限って朝寝する者はなかった。

【事始め】

正月二日は事始めである、この日は老若男女の別なく「銭さし」を二把(一把十二本で合計二十四本)を作った、そしてこの銭さしを福の神にお供へし一ヶ年間に二十四本の「銭さし」一ぱい金がたまるやう、即ち貯金ができるやうにお祈りした、「銭さし」一本に一厘銭をさすと百枚で十銭、文久銭だと三円二十銭、寛永通宝では四円八十銭、当時の相場で玄米一俵は一円五十銭であったから貯蓄目標は相当のものであった。

子供たちはこの日「書初め」をして人の見やすい所へ貼り出し回礼に来た人に見て貰って批評を乞ふのである。この「書初め」は十五日の左義長のときに焼くことになっている。

【隠し餅】

むかし浜村のある漁夫が三日の未明に起きて雑煮餅を祝ふと直ちに村人たちに隠れて、こっそりと出漁したところ夥しい大漁があった、その翌年からは我も我もと出かけるやうになり、これが習慣となって餅に小豆粥をかけて

祖先の霊に供へたのち早朝から出漁することになった、これを「隠し餅」といって漁村の大切な行事としていた。

【若菜摘】

正月四日は「若菜摘」の行事がある、新鮮な蕪を畑からとって来て神前にお供へするのである。この蕪は七日に下げて雑炊とし朝食に供した、なほこの日奉公人のある家では主人からいくらかの金と鏡餅一重を与へた。

【御供くばり】

五日には神宿から御供餅を村中の家へ配った、餅は一個約一合で頭分(高十八石以上)の家へは七つ、百姓分(高三石以上)へは五つ、小屋敷分(高三石以下)へは三つづつであった。

【節分】

魔除けを作って家の出入口に挿し怨敵退散の祈りをこめて「福は内、鬼は外」の豆撒きをする。そして神社に参拝して国運隆昌を祈るのである。

またこの日は一年中で一番よい日とされ結婚式や厄除け祈願が行はれた。

【七日正月】

他の地方では七草を祝ふのであるが雪の中であるため摘み集めることが困難なので四日に

神前に供へた蕪を下げて餅と米を加へて雑炊とし朝食にお祝ひした。

【村講】

正月十日、各戸から一人づつ出て早朝薬師さんに参詣しその足で講宿へ行って朝食を一緒に食べる、献立は毎年きまわって白米飯に豆腐汁と漬物・串柿二個、帰りに手土産として櫛一把を貰って帰る、この櫛の葉は魔除けといはれたものである。

【造りぞめ】

十一日に行ふ、隠し餅を漁家の漁業はじめとするところは農家の耕作初めで、どんな事があってもこの日蕪苗を二本だけ正田へ移植する。

【狐狩り】

十四日の午の刻を期して村中の若連中は水無月神社に勢揃ひし「狐狩りヤイ」と連呼しながら村内を行進する、別に狐が出没するわけではないのだが大いに青年の意気が昂揚するのである。

【お日待】

十四日の夕方村人たちは米五合と味噌少々、副食物を持って得月院に集まり心経七巻を奉謝したのち懇親を催し徹夜して翌十五日、日の出を拜し朝食ののち解散する。

【左義長】

十五日の早朝松飾を撤去し最寄の空地へ持寄って焼却、その火で小餅を焼いて持帰り家内一同が分けて食べ年中息災を祈念する。また蛇が入らないといふのでこの灰を家の周囲へ撒いたり、この火を線香に移して灸をしたりする。子供達は書初を焼いて高く舞ひ上ると学問上達の兆だといって喜んだものである。十六日には寺で「念仏はじめ」二十四日は午前中だけ働いて午後は村の「総休み」奉公人などは一番楽しみをしていた。

二月の行事は初午講と村祈祷とお涅槃である【初午講】

この月の最初の午の日に村中の家々から一人づつが参加して早朝稻荷神社に参拝したのち講宿へ行き朝食の饗応を受ける、献立は小豆飯に豆腐汁、油揚げとずいき芋の平附、漬物である。

【村祈祷】

村祈祷は九日に得月院で行った。附近の寺院総出仕で大般若経の転読があり村中の安全を祈祷するのである。この日は山門前で粕汁の振舞があり子供達を喜ばせた。涅槃会は十五日、どの家でも米と豆とを煎り

砂糖を加へ「うどん粉」で固めたものを作つて仏前に供へる、年寄たちはお寺へ行つて説教をきき念仏を唱へる。

三月に入ると

【雛節句】

三日に神様には桃の一枝をさした桃酒を供へ仏様には菱餅、お雛様には白酒をお供へした。飾雛は貧富の程度によって一様ではなく初雛の家では家相応の祝宴を催して親族や知己を招待した。菱餅は赤白青の三色三重の家もあり五色五重の所もあって一定していなかった。十八日には農作のため沢山の虫を殺すのでその靈魂を弔ふため餅を作つて供へる。この日一日は野良仕事を休み動物は一切殺さない。【彼岸の中日】

四月の八日は

【花まつり】

一戸から一人以上松尾寺へ参詣する。足の弱い者は得月院へお参りして甘茶をいただく。

【端午の節句】

五月の五日家々では入口へ三個づつ菖蒲と蓬を束ねて庇にさし床には武者人形や大幟・槍

・小幟・鉾などを飾り長男の初節句の場合は身分相応に祝宴を催す、神前へは洗米と神酒に菖蒲を添へて供へ仏前へは柏餅と菖蒲で「尻たたき」を作つて貰い女の子を見かけると誰彼なしに「お祝いだ」といって尻をたたき、若連中は四斗樽ほどの大きさのある「尻たたき」を作つて庚申様の前へ据置いたりした。(図は菖蒲の尻たたき)



【稻荷祭】

六月の六日、村人全部午後仕事は休んで田井中の「お稻荷さん」に参詣する、手に手に料理を一品づつさげて行き参拝したあと神前に席を敷いて車座となり酒宴を催すのである。

【神宿決め】

七日、町の主だった人たちが神宿へ集つて翌年の神宿を内定する。内定された家では壁の上塗りや畳の表替え、襖や障子の貼替へをして十五日に正式に決定する、神宿の主人は太夫さん、または隠居方といって村では大いに敬意を表し優遇する、前年の神宿は古宿とい

つて新宿に対していろいろと祭祀のことを申伝へ手落のないやうにする。

【虫送り】

十一日から三日間、現在の害虫一斉駆除で各農家から一人づつ松明を持って夕方から出勤、適当な場所に勢揃ひして鐘や太鼓に拍子を合せ「稲の虫送るや、稲の虫送るや」と囃子ながら海岸まで行つて解散する。螟虫(ずいむし)を送り出すので今も昔も農家の増産への努力は一向に変わりが無い。

【氏神祭】

六月十四日各戸から一人づつ新宿に集り行列を作つて参詣するのだが行列の順序は神記帳・鉾・太夫・警固・露払・小太刀・小薙刀・大刀棒・棒・大薙刀・若連中の太鼓櫓曳き二、三十人、太鼓櫓・囃子数人、一般参拜者で行進の途中武者舞ひの練込みを行ひ、境内に入ると内島居の所で太夫さん(神宿の主人)が奉拝、武者舞ひを奉納して帰るのである。変わつて居るのは年に一度の氏神様の祭であつて、村人たちは別に仕事を休むでもなく参拝を終ると早速野良仕事にとりかかる。御馳走も別に作らず客も招待しない、他村の人たちは「浜の麦飯祝」といったものである。

【水無月神社祭】

二十八日か九日、この祝はなかなか賑やかで七日前に一戸から一人づつ出で境内の大掃除を行ひ若連中は総出で奉納相撲の土俵を造つたり祭当夜の篝に要する薪を集めたりする。当日は奉納相撲のほか豊年の年には芝居をや

【棚機まつり】

七月の六日夕方から笹に短冊をつけ中央へ紅提燈をつるしこれをついで「棚機さんのおまつり、チヨサ、チヨサ」と囃子ながら村中を練り廻り横黒町の麻畑の周囲へこの笹をたてて子供相撲を催す、翌七日子供たちは笹をかついで寺川へ流しに行く、大人たちはこの日早朝から先祖累代の墓地の大掃除を行ふ。

【盆節季】

十三日、上半期の決済日、この日奉公人は出替りする。

【盂蘭盆】

十三日から十五日まで第一日に新らしい花筒に草花をいろいろと供へ、その夜か翌十四日の早朝一家揃つて墓参りする、墓前に桐の葉を敷いてその上へ団子・米・茄子・瓜・菓子などを供へる。十三、四両日は寺から檀家へ棚経にまはる十五日には寺で施餓鬼があり

村中参拝する、棚経のお礼は米一升に苧三筋を輪にしたものを添へてとどけた。

【盆踊】

十四、五の両日夕方から寺の広場で行はれた、夜に入るに従つて踊る人は多くなり中には変装した者も交つて夜の更けるのも知らないで踊りつづけたものである。

二十三日は得月院の境内にある子安地藏尊の縁日、この日は踊り仕舞だといふので深更まで踊が催された。

【放生会】

八月十五日はお寺参りをして一日中絶対に殺生をしない。どんな料理方法が用ひてあつても動物は一切食べない。

【愛宕祭】

二十三日、一家から一人づつ肴を持って参詣し境内で神酒をいただきながらの村中の懇親会である。

九月は九日が節句、二十八日のお日待

十月は月の出を待つて餅を供へる、十七日の十七夜、二十日の蛭子祭などがあつた。

【針供養】
十二月八日、女のいる家では麿針を菟蓐こんぱくにさして路傍に捨て、ご馳走を作ってお祝する。針子をとっている師匠の家ではこの日針子一同にご馳走をしたものである、十三日は奉公人の出替り日、二十日前夜には村の年末総会が得月院で開かれる。

一ヶ年間のいろいろな決算報告や明年の村役員選挙などをするのだが昔は村人の階級がはっきりしていて総集会のときも頭分は座敷に、百姓分は口の間に、小屋敷分は庭に蓐を敷いてその上に座を占めたものである。そして大体のことは頭分で取りきめ百姓分が多少相談に預かるといった形、小屋敷分は仰せごもともどと服従するだけであった。村金を借用して返済しないと、この日庄屋の前に呼び出され「いつ返すのか」と催促される、どうしても返済できないときは「床落」という処分に附せられる、床の上で起居することができず土間へ藁わらを積んでその上に蓐を敷き起居しなければならぬのである。この「床落」は明治維新ころまでつづき明治の中ごろからは畳を敷かぬことに改められ最近ではすっかりあとを断った。
二十四日は得月院で念仏納め、二十五日から

二十九日までの間に迎年準備をする、餅つきは殆んど二十八日に行はれた。最後の日は大節季一ヶ年間の総決算満期でどの家も多忙を極めたものである。

おはり

- (註)
- ① 屋代弘賢 (称) 弥太郎・太郎吉・大郎 (名) 詮・虎・詮賢・詮文・(号) 輪池 (師) 堀保己一ほか 天保十二没(一八四一) 八四才 江戸
 - ② 石原正明 (称) 喜左衛門 文内 (名) 将聴 (号) 蓬堂 (師) 堀保己一ほか 文政四没(一八二一) 五八才 尾張生 江戸住
 - ③ 越谷吾山 俳人 (姓) 会田 (名) 秀真 (号) 師竹庵・古庵庵・涼華坊 (師) 佐久間柳居 沾山 天明七没(一七八七) 七一才 武蔵越谷生
 - ④ 喜多村筠庭 (称) 彦助・彦兵衛 (字) 節信 (号) 筠居・筠庭・静斎・静舎 安政三没(一八五六) 七三才 江戸
 - ⑤ 喜田川季莊 (別名) 尾張部守貞 (本姓) 石原氏 (名) 喜蔵 文化七生(一八一〇) 大 阪生・のち江戸住 没年不詳
 - ⑥ 牧野以成 第七代丹後田邊藩主 天明八(一七八八) 江戸生 文化元(一八〇四) 家

督叙従五位下任豊前守 (名) 直太郎 (号) 益斎 文化十年外柰田御門番被仰付 天保四没(一八三三) 四六才

⑦ 風俗問状奥書
屋代弘賢等が版行した「風俗問状」の奥書には「右諸国風俗は編集の節御答被下候人々の御名をも書加へ申候間、御答書の末に国郡郷町、御苗字俗名実名姓別まで委細に御記し可被下候也 屋代大郎源弘賢」と記す

⑧ 浜村年中行事
本年二月市内字浜所在の得月寺から出版された「波照山得月寺と浜村」(西村繁三郎氏)の中にも年中行事についての記述があるので参照され度い。

(完)



一色義遠の父子関係

一、一色吉原四郎義遠

『満濟准后日記』「永享四年(一四三二)正月恒例松拍子(歌舞)ニ際シ一色修理大夫(義範)子息兵部少輔(義直)打太鼓、二男(義遠)打小鼓」と見えるので、兄義直とは年の差は下世話の喧嘩兄弟でさほどなかったと推考される。ところが江戸時代の作と云われる『応仁武鑑』では兄義直は、永享三年(一四三一)生れとされている。現場被見の満濟日記とは尠くとも十歳ぐらいのずれはあるようだ。一説には、義直公は応永二十九年(一四二二)生れで元龜三年(一五〇三)八十一歳で卒したとの話も承わる。嫡子義春の誕生は文正元年(一四六六)で、父義直が永享三年生れれば義直三十五才の時出生となる。やはり永享三年説が一応妥当のようだ。本命の義遠の誕生にふれたものはないようだ。

岡野 允

以上縷々のべたとおりで、義直兄弟の生年については疑点も残るが、ここでは史上定説どおり一応兄義直永享三年(一四三一)と認め、お粗末ながら弟義遠は五歳違いの永享八年(一四三六)に仮定する。ちなみに歿年も定かではないが、明応二年(一四九三)正月將軍義植の犬追物には供奉している。これが公式の消息終りで、還暦前後の年頃で故旧の吉原山に退隠したのではなからうか。

二、義遠の子息等

丹後の諸旧記では義遠(或は後年義清に改名ともあるが不詳)の子息とされるものが数名ある。

- (1) 義季 (義有は異名同人と見られていた)
- (2) 義清
- (3) 義信

三子について以下論究する。

(1) 義季

『細川大心院記 式目雜録』丹後国貢廿四種「永正元年(一五〇四) 甲子部臣大江越中、小西石見奉献 一色義季造病氣」

(1) 義有

『田辺旧記』丹後郷土史料集第二輯所収 P362
「文明九丁酉(一四七七) 九月 義直所領三河代官東條国氏叛するにより、甥義有を遣りて国を収む。」

『明応十辛酉(一五〇一) 三月若州武田信賢の遺子元信將軍義澄より丹後守護に補せられ加佐郡に入る。義遠之を逐ひ斥け男義有を三河より召還して宗家を継がしめ(後略)』

『峯山旧記』(同右) P700
「兵部少輔義遠従兄一色八郎持長の後を承けて丹波郡吉原城にあり、文明九丁酉(一四七七) 一色家領三河国守護代東條国氏叛するに因り、吉原四郎義遠子息左京大夫義有を伴ひ出陣、国氏を逐ひ義有を同国の鎮として吉原に帰る。」

義有帰国に関しては『田辺旧記』に全じ。

この義有が文明九年(一四七七) 三河へ出陣当時幾歳であったか詳らかではないが、おそらく元服前後の年ばえではなかったか。そうすると寛正四年(一四六三) 前後の誕生と